別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 － 500	42,876	10,198	8,523	7,989	5,450	5,204	614	368	1,472	1,326	1,204	772
501 － 1,000	75,036	17,848	14,916	13,982	9,537	9,107	1,076	644	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001 － 1,500	109,635	26,077	21,794	20,429	13,936	13,306	1,572	943	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501 － 2,000	149,348	35,524	29,688	27,830	18,983	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001 － 3,000	192,188	45,714	38,203	35,812	24,428	23,325	2,755	1,652	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001 － 4,000	238,717	56,782	47,453	44,482	30,342	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001 － 6,000	306,074	72,801	60,843	57,034	38,904	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001 － 9,000	430,079	102,297	85,492	80,140	54,665	52,197	6,164	3,698	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001 － 12,000	590,934	140,558	117,467	110,113	75,111	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001 － 15,000	760,324	180,850	151,139	141,678	96,640	92,277	10,898	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001 － 25,000	860,624	204,706	171,077	160,367	109,390	104,451	12,336	7,402	29,524	26,620	24,159	15,476
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,800	2,331	1,947	1,826	1,246	1,190	140	84	336	303	275	175
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
25,001 － 70,000	1,350,662	321,266	268,489	251,680	171,675	163,925	19,361	11,616	46,381	41,821	37,953	24,313
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,821	2,335	1,953	1,830	1,248	1,192	140	84	337	303	275	176
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001 － 150,000	3,967,197	943,628	788,613	739,241	504,248	481,483	56,866	34,120	136,206	122,810	111,444	71,388
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,253	2,201	1,839	1,724	1,176	1,123	133	80	317	286	259	167
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
150,001 人以上	2,412,223	573,766	479,511	449,490	306,604	292,763	34,577	20,746	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考　1. 第2号被保険者数の欄は、当該年度における平均第2号被保険者数の区分をいうこと。

2. 当該年度における平均第2号被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における第2号被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和五年度の予算に係る補助金等から適用する。